平成２７年（フ）第２９０号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷2022番地１ル・ラフィーネ206号
債務者　岩本　美保
１　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２９２号
長崎県長崎市本原町19番12号
債務者　石田　悦子
１　決定年月日時　平成28年２月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０３号
長崎県長崎市椎の木町19番13号　サザンテラス椎の木206号室、旧住所長崎県長崎市日の出町３番１―101号
債務者　岡田裕理子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第５号
長崎県長崎市深堀町１丁目11番地64　雇用促進住宅５棟503号、旧住所長崎県長崎市晴海台町58番地16
債務者　椎山　太友
１　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
長崎県長崎市小江原４丁目４番13―207号
債務者　大浦　美和
１　決定年月日時　平成28年２月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１３０号
長崎県諫早市立石町1030番地６　ハイツブルーメ203号
債務者　猪俣有希子
１　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１号
長崎県諫早市貝津町2461番地１　セジュールウエストⅢ102号、前住所長崎県諫早市小川町1689番地44
債務者　伊達　隆典
１　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第２号
長崎県諫早市森山町唐比東２番地１、前住所長崎県諫早市福田町46番20号　リバーコートＣ棟201号
債務者　田中　　勝
１　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第３号
長崎県諫早市多良見町市布2320番地138、前住所長崎県諫早市栄田町59番56号クローバーハウスⅠ206号
債務者　入江奈穂子
１　決定年月日時　平成28年２月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１号
北海道日高郡新ひだか町静内御幸町３丁目１番17号
債務者　工藤　節子（旧姓入江）
１　決定年月日時　平成28年２月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２７年（フ）第８２７号
仙台市青葉区栗生４丁目11番地の18　アルベマーレ102
債務者　齋藤　幸恵（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
福島県いわき市錦町古川５番地の12
債務者　高萩　　綾
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２７年（フ）第３１０号
山梨県南アルプス市川上250番地　神の木団地１―１
債務者　桜林　和美
１　決定年月日時　平成28年２月４日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２号
山梨県甲府市国母８丁目16番23号　メゾンシェーヌＣ―101
債務者　杉田　　久（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
山梨県中央市西花輪1369番地
債務者　鮎川　義郎
１　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
山梨県中央市西花輪1369番地
債務者　鮎川しのぶ
１　決定年月日時　平成28年２月３日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月４日まで
甲府地方裁判所民事部破産係